

第 3 2 回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 1 月 1 5 日（水）午前 9 時 3 0 分から 1 0 時 3 0 分

2 開催場所 光市役所 第 5 会議室

3 出席委員（2 0 人）

農業委員

1 番	埤田	定
2 番	熊野	茂公
3 番	宮内	昭壽
4 番	河村	晴夫
5 番	小林	勉
6 番	田村	尚利
7 番	出穂	真奈美
8 番	鬼武	敬子
9 番	繁本	武紀
1 0 番	藤本	準一
1 1 番	山本	忠男
1 2 番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1 番	小田	博
2 番	城	俊治
3 番	末岡	博
4 番	國弘	久男
7 番	西岡	正信
8 番	弘田	靖
9 番	久保田	等
1 0 番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員（0 人）

農地利用最適化推進委員（2 人）

5 番	西村	隆裕
6 番	秋山	孝

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第3号 光農業振興地域整備計画変更（全体見直し）に係る意見について

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

農林水産課職員

農政係長 佐々木 孝高

同係員 竹本 弘之

議長

みなさんおはようございます。

只今から第 32 回農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会にあたり、推進委員 5 番 西村 隆裕 委員、推進委員 6 番 秋山 孝 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は 12 名、農地利用最適化推進委員は 8 名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、8 番 鬼武 敬子 委員、9 番 繁本 武紀 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

事務局長

議事に入ります前に、本日の議案について説明の為、農林水産課職員 2 名に出席いただいております。審議の順番については最初に議案第 3 号からお願いしたいと思います。

議長

事前にお配りしている議案の順とは異なりますがご了承ください。事務局から議案第 3 号について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 3 号「光農業振興地域整備計画変更（全体見直し）に係る意見について」を、ご説明させていただきます。事前にお送りさせていただいております「計画書（素案）、概要について」をご覧いただけたらと思います。

光市では、現在、市の総合的な農業振興計画である光農業振興地域整備計画の見直しを進めているところでございます。

当該計画は法定計画であり、変更するときには農業委員会から計画の推進の意見を聞くこととなっております。

この度、素案がまとまったことから計画（素案）が示され、こちらへの当委員会としての意見が求められておるところでございます。意見のあるなしにかかわらず回答する必要があります。

この度の見直しは、国の基本指針の変更、それに伴う県の基本方針見

直しを受け、法に基づき市の整備計画を見直すものでございます。

「計画変更の概要について」に沿ってご説明させていただきます。

まず(1)農用地利用計画から参ります。

農用地区域について、本会においても時々出てまいります農用地ですが、新たに編入されたものではなく、市全体で12haがこの度除外されます。地区別については下記の表を、位置等については付図の1号を参照いただけたらと思います。

(2)農業生産基盤の整備開発計画、(3)農用地等の保全計画については、現在、具体的な計画はなく、従前計画の基盤整備の推進から維持保全に注力する方向へ。

(4)農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画では、従前の集落営農組織の育成・法人化の促進、担い手への農地の集積化による農業経営の効率化・安定化の促進に、農地中間管理機構の活用による効率的、安定的な農業経営の促進が加えられました。

(5)農業近代化施設の整備計画では、新たな農業近代化施設整備見込みがないため、既存施設の効果的かつ効率的な活用を目指すこととされております。

(6)農業を担うべきものの育成・確保施設の整備計画では、引き続き関係機関と連携した農業を担うべきものへの支援、新規就農者の掘り起こし、農業振興拠点施設「里の厨」による農業体験活動や食育の推進等に努めるとされています。

(7)農業従事者の安定的な就業の促進計画ですが、引き続き関係機関等との連携で担い手育成、就業の場の確保に努めるとされております。

(8)生活環境施設の整備計画では、合併処理浄化槽の普及の促進等を継続して進める、とされております。

説明は以上です。意見があれば当委員会に取りまとめて、なければ意見なしとして回答をいたしたいと思ひます。

議長

それではご意見がございましたらお願いいたします。

事前に資料を送付させていただいておりますが、資料についても何かございましたらお願いいたします。

8 番

説明の(2)について、従前計画のは場整備や用排水施設の整備及び

地域の整備について概ね完了、とありますが、各地区の用水路は水の流れが悪いとか、それで田が耕作できないであるとか、そういう情報が結構耳に入ってくるのですが、そういうものについては地元で対応するというので、計画は完了したということでしょうか。

議長 用水路関係は水と緑の補助金が出るとありますのでそのあたりの説明を農林水産課からお願いします。

農林水産課 ほ場整備等につきましては地元の意思が前提となりますので、地元全体の統一した意思が確認できましたら、市としても計画に位置付けていくことになろうかと思います。用水路等につきましては、現状では、旧水と緑の補助金、今では多面的機能維持直接支払交付金という制度がございます。こちらは地域でまとまって農地ですとか水路の維持等を進めていくための国の制度でございます。こちらを活用されたいということであれば、市の方にご連絡頂ければ、地域でまとまって活動されるということが前提とはなりますが、支援が可能かと思います。

8 番 私達の地区でもそれを活用して年に 10 万円いただいています。

議長 束荷地区なら約 300 万と聞いています。コミュニティ単位で、周防地区なら周防地区である程度まとまって申請する形になるかと思います。

農林水産課 先ほど言われた 10 万円は資材支給のことでしょうか。そちらであれば引き続き制度として継続されます。こちらは地域で対応する場合の材料費について 10 万円を上限として支給することとなります。

議長 資材支給は市の制度で、先ほどの多面的機能維持直接支払交付金は国の制度となります。地域の面積等で金額などは変わると思います。

8 番 多面的機能維持直接支払交付金は部落ではなく地域で、周防地区であれば周防全体でまとまって申請するという形ですか。

議長 農家だけでなくコミュニティ全体が、農家でない方も含まれるという形であったと思います。

8 番	申請する場合は農林水産課へお伺いすればよいですか。
農林水産課	はい、農林水産課にご相談いただければと思います。係は農政係ではなく林務耕地係が担当となります
3 番	法定外公共物の兼ね合いで市役所から手伝いは出来ないが材料費がでるという話がありましたがそういった場合も申請すればよいでしょうか。
農林水産課	はい、先ほど出ました資材支給の関係で申請できると思います。
6 番	説明の（5）で、農業近代化施設の整備計画について既に整備されているというのは実際にはどの施設が該当しますか。
農林水産課	近代化施設と言いますのはいわゆる施設園芸で、大規模な園芸施設ということになりますので、今あるものでいきますと JA 山口県が所有している小周防地区の育苗施設や、束荷地区のいちごのハウスなどそういった施設が該当します。
6 番	今後はやる予定がないということでしょうか。
農林水産課	やる予定がないということではなく、現状では計画がない、という状況です。
6 番	新たに要件や条件を満たすものがあればやる場合もあるということでしょうか。
農林水産課	そういった場合には計画の変更になるかと思います。
6 番	例えば何人かでまとまって国庫事業ということも可能でしょうか。
農林水産課	そういったことも十分ありえると思います。
推進 8 番	（6）についてですが、新規就農者の掘り起こしを進める、とあるのは具体的にはどのような手立てで進めていくか教えて下さい。

農林水産課

基本的には農業を志す意思がある方に対して、例えば県立の農業大学校で学んでいただくこと、それから実際に就農を始めようという方に対してどのような資金計画があつてという就農計画の支援をしていくとともに、市といたしましては光市内の方だけにとどまらず関東圏の方からも、もし田舎暮らしがしたいというような方がいらっしゃればその方に支援をしていくという、市の UJI ターン等とも絡めて、そういった人材を探していくということになろうかと思います。

議長

他にございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

それでは、議案第 3 号に対して、特に異議がない旨の回答をすることについて賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号につきましては、市へ異議がない旨の回答をいたします。

事務局長

事前に配布しました第 3 号の資料につきましては全て回収いたしますのでよろしくお願いいたします。農林水産課職員 2 名については退席させていただきます。

(農林水産課職員退席)

議長

改めまして、議案第 1 号から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 1 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

総会議案の 1 ページをご覧ください。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今月の申請は、2 件でございます。

それでは、番号 1 からご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は浅江 3 丁目に居住する個人で会社員、譲渡人は申請地の近くに住まいの個人で譲受人の妻の祖父です。

申請のあった土地は、市役所浅江出張所の北約 900m の大字浅江地区に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 321 m² の自作地です。

譲受人は現在の借家が子供の成長もあり手狭になると考え、祖父の所有する当該農地を譲受、自己用住宅 1 棟の建築を計画したものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため第 2 種農地になります。第 2 種農地は目的を達成するために他に適当な用地がない場合は許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、当該農地は都市計画法の市街化調整区域内にありますので、開発許可申請も必要であり、既に申請済みで許可される見込みです。なお、農地法上の転用許可には開発許可が必須であり、許可は同時施行とします。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、西村委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

つづいて番号 2 番について説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は太陽光発電事業他を営む広島県福山市に本店がある法人で、譲渡人は申請地の近くに住まいの個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の南西約 2 kmの大字三輪地区に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,108 ㎡の自作地です。

事業の拡大のため、太陽光発電に適した新たな用地を探していた譲受人と、当該用地の管理に困難をきたし処分を考えていた譲渡人の要望が合致し本申請に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地判断します。第2種農地は事業の目的を達成するために他に適当な用地がない場合許可されます。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長	城委員、補足説明をお願いします。
推進 2 番	当該農地は段差が続く農地の下に位置し、コンバイン等もはまってしまいう状況である為、現在は耕作されておりません。周辺の農地も譲渡人の所有であり影響はないと考えます。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。 (なしの声) ないようですので採決いたします。 議案第 1 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。
事務局	それでは、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。 光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。 別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。 令和元年度 9 号です。新規のみで 4 件、9 筆で面積は 10,336 m²、合計も 4 件、9 筆で 10,336 m²です。 貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。 なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。 説明は以上でございます。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。 (なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告事項をお願いします。

事務局

それでは報告第 1 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか 2 名の委員と、事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと思います。

続いてその他の事項について事務局からお願いします。

事務局

それでは机上にお配りしました、法令遵守、コンプライアンスについての資料をご覧ください。

昨年 10 月以降、農業委員が農地転用の許認可について収賄容疑で逮捕されるという案件が立て続けに発生いたしました。

これを受け、農林水産省や全国農業会議所から、委員の綱紀粛正について複数の通知がなされております。

お手元の法令遵守、コンプライアンスについての説明資料にございますように、各委員の皆様におかれましては、農業委員会に直接関係する法令の遵守はもちろんのこと、民法や商法といった農業委員会に関連の

薄い法令はもとより、社会のマナーやルール・倫理観等、法令には規定がない場合においても守ることが求められるいわゆる社会の規範についても遵守していく姿勢、一般の方の見本となるような行動が求められます。

また、各委員の皆様は、「特別職の地方公務員（非常勤）」にあたり、職務上知りえた情報は、守秘義務により在職中のみならず退任後ももらすことができませんので注意が必要となります。

今後につきましては、年に1回以上、総会の場で、法令順守の注意喚起を含めた今回の別紙（案）のような決議を行う様要請があり、実施してまいりたいと考えております。

また、研修等につきましては、当面は全国農業会議所が2月以降、専門家による法令順守の研修をビデオに撮影し、会議所ホームページで閲覧できる様にする予定とのことです。光市農業委員会においても、上記のような資料や情報を参考に、随時研修等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、光市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）の資料をご覧ください。

これは農地転用に係る収賄や虚偽の申請等を受けまして全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国の各農業委員会において法令遵守の申し合わせの決議を行うこととなったもので、申し合わせ事項について読み上げます。

「光市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 1 5 日

光市農業委員会

以上について、決議を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

この決議に対して賛成の方は拍手をもって決議といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(拍手多数)

それではみなさん賛成ということで(案)を消してください。

以上で第 3 2 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和 2 年 1 月 1 5 日開催の第 3 2 回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印